

滞納整理強化月間実施中

ほとんどの方は、家賃や駐車場使用料を納期限までに納めていただけていますが、なかには督促状を送付しても、また、訪問しても納めていただけない場合があります。

家賃の滞納状況によっては住宅明渡しの裁判や強制執行を行います。

離職などにより家賃のお支払いでお困りの方へ「住居確保給付金」という制度をご存じですか？詳しくは名古屋市のホームページをご覧ください。支給要件をご確認のうえ「名古屋市仕事・暮らし自立サポートセンター」へお問い合わせください。



家賃・駐車場使用料等のお支払いは 便利で安心な「口座振替」をぜひご利用ください

●手続きは2パターン

- ①金融機関窓口等での申込み
管理事務所、方面事務所等にある申込用紙に必要事項を記入し、通帳と届出印をご持参の上、金融機関に申込用紙を提出
- ②WEBからのお申込み
市ウェブサイトへアクセスし、必要事項を入力するのみ(届出印等は必要ありません)
※下記からアクセス可能!

家賃はこちら



駐車場はこちら



●引落日は…

毎月27日です。
(金融機関が休業日の場合は、翌営業日となります。)

口座振替・自動払込とは (金融機関) (ゆうちょ銀行)



※上記手続きフローは金融機関窓口での申込みの場合

家賃・駐車場の使用料の減額について

市営住宅

家賃

市営住宅の家賃減額制度には、福祉減額や低所得者減額などがあります。

※重複して申請することはできません。

※生活保護法による住宅扶助等を受けている方は減額を受けることができません。

①福祉減額

| 区分 | 対象要件 (収入基準) | 減額の内容 |
|----|---|--|
| 1 | 身体障害者(1・2級)世帯 精神障害者(1級)世帯 愛護手帳受給者(1・2度)世帯 戦傷病者(特別項症、第1・第2項症)世帯 原子爆弾被爆者世帯、寝たきり高齢者等世帯 | 所得月額 158,000円以下 家賃の30%を減額 |
| 2 | 身体障害者(3・4級)世帯 精神障害者(2級)世帯 | 所得月額 0円 家賃の30%を減額 |
| | 愛護手帳受給者(3度)世帯 戦傷病者(第3～6項症、第1款症)世帯 | 所得月額 0円を超え 30,750円以下 家賃の20%を減額 |
| | 高齢者世帯 寡婦・ひとり親世帯 | 所得月額 30,750円を超え 158,000円以下 家賃の10%を減額 |

②低所得者減額

| 対象要件 (収入基準) | 減額の内容 |
|--------------------------|-----------|
| 所得月額 0円 | 家賃の30%を減額 |
| 所得月額 0円を超え30,750円以下 | 家賃の20%を減額 |
| 所得月額 30,750円を超え61,500円以下 | 家賃の10%を減額 |

駐車場使用料

| 区分 | 対象要件 (収入基準) | 減額の内容 |
|----|--|-------------------------------|
| 1 | 身体障害者(1・2級)世帯、精神障害者(1級)世帯 愛護手帳受給者(1・2度)世帯 戦傷病者(特別項症、第1～第3項症)世帯 原子爆弾被爆者(厚生労働大臣認定書)世帯 | 所得月額 158,000円以下 使用料の75%を減額 |
| 2 | 身体障害者(3・4級)世帯 ただし、4級については下肢障害を有する者に限る。 精神障害者(2級)世帯、愛護手帳受給者(3度)世帯 戦傷病者(第4～6項症、第1款症)世帯 原子爆弾被爆者(健康管理手当証書)世帯 | 所得月額 158,000円以下 使用料の50%を減額 |

減額を受けるためには「申請」が必要です

◎申請は住宅供給公社収納課、お近くの管理事務所、方面事務所または郵送で受け付けています。
必要書類をご用意のうえ、申請してください。

- ・減免申請書等 (申請用紙は窓口にあります)
- ・世帯全員の住民票の写し (続柄の表示があるもの) *マイナンバーが記載されていないもの
- ・世帯全員の所得および扶養関係がわかる証明書 (市民税・県民税証明書・森林環境税証明書)
- ・(減額の区分により) 障害者手帳等

◎継続して減額対象世帯である場合には、更新手続き (毎年3月末日まで) をすることにより、翌年度も引き続き減額を受けることができます。なお、収入申告の際に、収入申告兼家賃減免申請書を提出し、かつ、減額対象要件を満たしているに限り、それをもって更新手続きとみなします。

定住促進住宅

家賃

定住促進住宅の家賃減額制度には、所得激減減額と子育て支援減額の2種類があります。

※重複して申請することはできません。

※定住促進住宅には駐車場使用料の減額制度はありません。

①所得激減減額

| 対象要件 | | 減額後の家賃額 | 備 考 |
|---|-----------------------------------|---------|--|
| 理 由 | 収入基準 | | |
| 入居者若しくは生計を維持する方が イ. 死亡・失職 ロ. 離婚・行方不明 ハ. 疾病等による長期就業不能 ニ. 上記に相当する理由 | 所得月額 104,000円を超え 158,000円未満 | 51,200円 | ①申請のとき、理由の発生 が3ヶ月以内の方が対象 ②減額期間は6ヶ月以内 |
| | 所得月額 104,000円以下 | 34,400円 | |

②子育て支援減額A…令和6年3月31日以前に入居された世帯向けの減額

| 対象要件 (収入基準) | 減額の内容 | 備 考 |
|--|---------------|--------------------------|
| 所得月額268,000円以下で 同居者に小学校就学前の子どもがいる世帯 | 家賃の 20%を減額 | 減額後の家賃は60,000円 を下回らない |

③子育て支援減額B…令和6年4月1日以降に入居された世帯向けの減額

| 対象要件 (収入基準) | 減額の内容 | 備 考 |
|--|---------------|--|
| 同居者に18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある 子どもまたは妊娠している方がいる世帯 (※所得制限はなし) | 家賃の 20%を減額 | ①減額後の家賃は60,000 円を下回らない ②減額期間の合計は最大 通算して120月まで |

減額を受けるためには「申請」が必要です

◎申請は住宅供給公社収納課、お近くの管理事務所、方面事務所または郵送で受け付けています。必要書類をご用意のうえ、申請してください。

●全ての減額で必要となる書類

- ・減額申請書（申請用紙は窓口にあります）
- ・世帯全員の住民票の写し（続柄の表示があるもの） *マイナンバーが記載されていないもの

●減額事由に応じて必要となる書類

「所得激減減額」の場合

- ・世帯全員の所得および扶養関係がわかる証明書(市民税・県民税証明書・森林環境税証明書)
- ・減額理由を証明できる証明書(例：雇用保険受給資格者証等)

「子育て支援減額A」の場合

- ・世帯全員の所得および扶養関係がわかる証明書(市民税・県民税証明書・森林環境税証明書)

「子育て支援減額B」のうち妊娠を要件とする場合

- ・母子健康手帳の写し(妊娠している事実がわかる部分)

◎子育て支援減額A・Bともに、減額対象要件を満たす場合であっても、減額期間は更新されませんので、毎年申請(3月末日まで)が必要となります。

収入超過者・高額所得者の皆さまへ

市営住宅は、低所得者の方を対象とした公共賃貸住宅です。入居を待ち望んでおられる多くの待機者のために、できるだけ早く自発的に退去していただきますよう、収入超過者・高額所得者の皆さまのご理解ご協力をお願いします。

収入超過者および高額所得者の認定基準については、以下のとおりです。

| | | 基準額 | |
|-------|------|--------|-----------------------------|
| 収入超過者 | 公営住宅 | 所得月額 | 158,000円超(裁量階層世帯は214,000円超) |
| | 改良住宅 | 所得月額 | 114,000円超(裁量階層世帯は139,000円超) |
| 高額所得者 | | 高額認定月額 | 313,000円超 |

※裁量階層世帯とは、高齢者(名義人が60歳以上で、かつ、同居者のいずれもが60歳以上又は18歳未満)世帯、身体障害者(1～4級)世帯、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある方がいる世帯などです。

収入超過者の皆さまへ

収入超過者に認定された方は、住宅の自発的な退去に努めてください。

転居先で公共的な住宅をお探しの方は、「住まいの窓口」(TEL:052-228-1808)にご相談ください。

高額所得者の皆さまへ

高額所得者に認定された方は、明渡請求を受けます。高額所得者の方には、公社からお知らせの文書をお送りして、転居計画の把握に努めるとともに移転のご相談など承っております。転居計画等について、下記の相談窓口へご連絡をお願いいたします。

●明渡請求制度のお問合せ先● **TEL.052-523-3882**
名古屋住宅供給公社 相談窓口

- 営業時間／午前8時45分～午後5時15分(毎週木曜日は午後7時まで受付)
- 休業日／土曜日・日曜日・祝日・年末年始
- 高額所得者認定通知を受け取られた方へ <https://www.jkk-nagoya.or.jp/siei/kougaku/>

●ホームページ●
高額所得者認定通知を受け取られた方へ



手続きはお済みですか？

下記の場合には、申請・届出をしていただく必要があります。

これらの住宅使用上の手続きは、区役所への各種届出とは別に必要ですので、ご注意ください。

●承認申請が必要なもの

| 同居 |
|---|
| 親族が新たに同居する場合 |
| 名義変更(入居承継) |
| 名義人が死亡または離婚などにより住宅を使用しなくなり、同居している家族が引き続きその住宅を使用する場合 |

●届出が必要なもの

| 子どもの出生 |
|---|
| 新たに子どもが生まれた場合 |
| 世帯員の転出 |
| 名義人を除く世帯員のなかで、結婚や就職、死亡などによる住民票の異動があった場合 |

- 申請・届出の用紙は、お近くの管理事務所、方面事務所にあります。
- 手続きには、申請・届出の用紙のほか、内容に応じて住民票などの各種証明書類が必要となりますので、事前にご相談ください。
- 内容や要件によって受付できない場合がありますので、あらかじめご了承ください。
(家賃の滞納がある場合、同居および承継後の認定月額が基準を超える場合、世帯員および同居させようとする者が暴力団員である場合 など)
- 手続きがお済みでないと、家賃の減額が受けられない場合があります。

子どもの転落事故に注意!!

- 子どものいるご家庭、子どもが遊びにくるご家庭では
- ・ベランダに踏み台となる物を置かないようにしましょう!
 - ・窓の近くに足場となる家具を置かないようにしましょう!
 - ・窓は施錠し、子どもの手の届かない位置に補助錠を設置しましょう!

子どもから一時も目を離さないでいることは困難です!



家財の保険（火災保険）に加入しましょう

あなたの部屋からはもちろん、近隣の部屋からも、もし、火災が起きてしまったら、大切な家財が燃えてしまったり、消火活動で水浸しになって使用できなくなってしまうことも考えられます。

もしもの時に備えて、家財の保険(火災保険)に加入しましょう。

*保険の加入は任意です。 *特定の保険の斡旋は致しません。各保険会社の商品を幅広くご検討ください。

共用部分に物を置くことはやめましょう

階段、廊下などは災害時の避難経路になります。また、普段でも車イス等を利用されている方の妨げとなりますし、放火の恐れもありますので、物を置かないでください。バルコニーも避難経路の一つです。いつも整理整頓をするとともに避難に支障をきたすような物は置かないでください。

団地の落ち葉清掃について

団地にある樹木などの落ち葉は、排水溝の詰まりや転倒事故の原因になりますので、入居者の皆さんで協力して清掃してください。



自治会に加入しましょう

年齢も考え方も違う入居者の皆さんが、同じ団地内で暮らしていくためには、他人への思いやりとお互いの協力が不可欠であり、入居者間のとりきめも必要になります。

いざという時にお互いが助け合い、皆さんが安心・安全で快適に暮らすために必要となる一番身近な組織が“自治会”であり、加入していただくことが重要です。

住宅に関するお問合せ先

■北部事務所

北区、西区、中区の住宅および、
山田東荘、千種荘に居住している方。

TEL.052-529-1261

FAX.052-523-7151

■西部事務所

中村区、中川区、港区(荒子川以西、
ただし、当知西荘、惟信南荘を除く)
の住宅に居住している方。

TEL.052-303-2251

FAX.052-303-2253

■東部事務所

千種区(千種荘を除く)、東区
(山田東荘を除く)、昭和区、守山区、
名東区の住宅に居住している方。

TEL.052-774-3871

FAX.052-774-3872

■南部事務所

瑞穂区、熱田区、港区(荒子川以東、および
当知西荘、惟信南荘)、南区、緑区、天白区の
住宅に居住している方。

TEL.052-823-1315

FAX.052-823-1317

- 休所日／土曜日・日曜日・祝日・年末年始(12/29～1/3)
- 受付時間／午前8時45分～正午／午後1時～午後5時15分
- ※毎週木曜日は午後7時まで受付を行います。
管理事務所の木曜日における受付時間は
午前10時～午後0時30分／午後1時30分～午後7時となります。

「時間外緊急連絡センター」

ここにさっそく至急

TEL.052-523-4900の

受付時間

月曜日～水曜日・金曜日

午後5時15分～
翌日午前8時45分

木曜日

午後7時～
翌日午前8時45分

休所日

午前8時45分～
翌日午前8時45分

※このセンターでは、
特に緊急を要する修繕のみ受付します。
このため、修繕の内容によっては、翌日
以降に修繕を実施する場合があります。